

児童虐待に係る医療機関との連携取扱事例

項 目	内 容
相談ケースの概要	・軽度の精神遅滞がある児童に対する実母からの身体的虐待。
児童及び家庭環境	被虐待児（本児）：小学校低学年の女兒（軽度の精神発達遅滞あり） 家庭環境：養父，実母，本児の異父妹（養父と実母の子ども） 経済状況：中程度 家屋状況：都市近郊の団地にあるアパート住まい。中はきちんと片付けられている。
取 扱 経 過	<p>H14.6.24 ・病院から虐待通告 （手足首に縛られた跡と臀部にタバコの跡があり，やせて脱水症状を 発症した児が曾祖母（養父祖母）に連れられて受診したもの。）</p> <p>H14.6.25 ・病院訪問。主治医，本児，本児の義理の曾祖母と面接。 （主治医からは実母に対して児童相談所に連絡することを説明）</p> <p>H14.6.29 ・本児の小学校を訪問。校長・教頭と面接。</p> <p>H14.7.5 ・病院訪問。実母と面接。</p> <p>H14.7.11 ・受理会議（退院と同時に一時保護とする）</p> <p>H14.7.12 ・病院訪問（本児・曾祖母と面接。医師・婦長と対応協議）</p> <p>H14.7.19 ・病院訪問（一時保護開始）</p> <p>H14.7.23 ・学校訪問（情報提供と連携依頼）</p> <p>H14.8.13 ・本児が病院受診</p> <p>H14.8.14 ・本児が病院受診</p> <p>H14.8.28 ・実母，父方義祖母と面接（実母との面接は8.1にも）</p> <p>H14.8.29 ・処遇会議（施設入所を勧奨。保護者の同意が得られるまでは児童 養護施設への一時保護委託） ・児童養護施設へ一時保護委託 ・県嘱託弁護士と協議</p> <p>H14.8.31 ・実母と面接</p> <p>H14.9.1 ・一時保護解除 ・施設入所措置</p>
医療機関等との 連 携 状 況	<p>・本ケースは，本児を診察した医療機関からの通告であり，その後の展開状況から， 施設入所措置を処遇方針としたため，関係機関とはネットワーク会議ではなく個別 に連携を図った。</p> <p>・当初は「強引な退院要求があった場合にどうするか」という点で，後に施設処遇と いう方針が定まってからは「法28条申立てを行う場合」を想定した連携となった。</p> <p>○H14.6.24 （連 携 先）医療機関，小学校，養父方親族，児童相談所 （方 針）状況把握する時間稼ぎを兼ねてしばらく入院を継続させる。 退院後は家庭調整ができるまで一時保護する。</p> <p>（連携方針）</p> <p>・医療機関：本児の治療。保護者への働きかけ。保護者が強制退院を要求した場合は 児童相談所に連絡する。診断書の作成。</p> <p>・小 学 校：本児が復学した場合には本児及び家庭への支援を依頼。</p> <p>・養父祖母：児童相談所に協力的だったこともあり，保護者への働きかけを依頼。</p> <p>・児 相：強制退院の要求には児童福祉法第33条に基づき，本児を一時保護する。 家庭環境の調整。それができない場合は施設入所。</p>

医療機関等との 連携状況	<p>○H14.7.5 (状況) ・養父方親族の働きかけもあり、実母は退院後の一時保護に同意。 ・主治医は本児の退院に際し、紹介状(診断名「被虐待児症候群(疑)」。抗炎症剤の処方。患部の写真)など医療情報を提供する。 なお、法28条申立の場合は、診断書等の作成を約束。</p> <p>○H14.8.13 (状況) ・実母に数回面接を行い、虐待状況、家庭引取時における家族支援の有無などの状況を踏まえて、本児の処遇について話し合う。 ・当初は虐待を否定し、本児の家庭引取を要求していた実母だが、のちには虐待事実を認め、再発防止について話ができるようになる。 ・しかし、養父方親族は本児の家庭引取について不安があるとして指導に消極的。 ・養父方親族と連携をとり、実母への働きかけを行う。</p> <p>○H14.9.1 (状況) ・処遇方針は施設入所であったが、実母は負担金の関係で入所に躊躇したため、まず、施設へ一時保護委託を行い、半月かけて施設入所の同意を得た。 ・この過程で、実母は養父方親族との関係を悪化させている。 ・施設：家庭環境が複雑で、実母の施設入所の同意が得られていないこと、本児が知的な遅れがあること等を踏まえ、たうえで一時保護委託を行い、長期的な視野に立つての本児への処遇を開始する。 ・弁護士：実母が施設入所を同意しない場合は、家庭裁判所へ法28条の申立てを想定。その場合に備えての協議を行う。</p>
評価・検証	<p>・当初は虐待を否定し、本児の家庭引取を求める実母に対して、養父方親族や病院、児童養護施設など、関係機関の協力を得られたことで、比較的スムーズに児童養護施設入所という方針を進めることができた。 ・早い時点で、法28条申立による対応体制が整えられたことで、児童相談所は実母に対して柔軟な対応が可能となった。</p>
課題	<p>・養父親族からの支援は非常に有効であったが、その後、実母と養父方親族の関係が悪化したため、本児の家庭復帰→在宅支援という処遇は困難となった。 ・本ケースでは、次の2点が家族再構築を図るうえでの課題と思われる。 実母と親族間の調整が至らなかった事 実母が施設入所後は殆ど本児と連絡を取らない事</p>
目標	<p>・実母と本児との関係を取り持ち、母子関係の再構築を図る。</p>

資料 4

児童虐待防止対策ワーキンググループ会議の設置について

1 目的

広島県歯科医師衛生連絡協議会では、平成16年度事業の一つとして、う蝕多発傾向者への対策を掲げている。う蝕多発傾向の原因は、経済的な問題等種々考えられるが、対策の急がれるものとして虐待によるものが散見されるという報告がある。この事業の一つの趣旨として、平成16年度の児童虐待防止法の一部改正により、歯科医師も虐待に気付いた場合、関連機関への通告することが義務付けられたことから、口腔状況が悪く、う蝕を多く有している子どもたちの生活環境に着目して、子育て支援あるいは児童虐待（特にネグレクト）の防止並びに早期発見・早期対応に寄与することである。このことから、広島県歯科医師会公衆衛生部では、児童虐待防止対策研修会を2回開催するとともに、他の都道府県歯科医師会が作成した関連資料を収集して、歯科医師会として検討を加えてきた。

そこで、広島県の実態に即した子育て支援及び児童虐待防止対策に関する幅広いご意見を頂き、広島県歯科医師会会員が子どもたちの心身ともに健康な発育に寄与する指針を策定することを目的として、この会議を設置する。

2 設置主体

広島県歯科衛生連絡協議会

3 設置期間

平成16年10月1日～平成17年3月31日

（10月22日第1回、2月8日第2回、小会議随時）

4 委員構成

委員

広島県小学校教育研究会健康教育部会 広島県学校保健会養護教員部

広島県教育委員会教育部指導第三課健康教育係

広島県福祉保健部福祉総室児童支援室 広島県福祉保健部保健医療総室健康増進・歯科保健室

広島県中央児童相談所

広島市社会局保健部保健医療課

広島県歯科医師会常務理事（公衆衛生） 広島県歯科医師会理事（公衆衛生2名）

広島県歯科医師会公衆衛生部委員長 広島県歯科医師会公衆衛生部副委員長

オブザーバー

広島県歯科医師会公衆衛生部委員（5名）

郡市地区歯科医師会担当者（2名）

計19名

協対地

広島県の子ども虐待の現状と各施設の連携について 第1回子ども虐待対策連絡会議開催



人策対
義待対
中虐待
田童特
童虐待
特別委
員長

5月15日、標記連絡会議が広島医師会館3階健康教育室において開催された。平成14年度地対協では、児童虐待・思春期対策特別委員会児童虐待部会(今年度より、児童虐待対策特別委員会に改称)において、近年増加の一途を辿る子ども

虐待の適切な対応に向け、現在、個別に活動している機関や団体が有機的にネットワークを組む必要性を痛感した。医療機関が担う役割を十分果たすために、まず、地域の基幹病院に協力病院となつていただき、他の医療機関との連携体制を構築すべく提案を行った。この度、この提案に賛同いただいた協力病院を対象に、本委員会が目標とするネットワーク作りの説明会として、連絡会議を企画した。

冒頭、真田幸三広島県地域保健対策協議会長(広島県医師会長)は、現在行われている、行政・民間団体などの活動をより効果的にするために、一歩進んで横の連携を強化するのが重要であり、日常診療・乳幼児健診・学校健診などで子どもに接する機会を持つ医師が「それに協力するのは当然である」という意識を持ち、今一度「虐待」について考えていただきたい、と挨拶。続いて次第に沿って4つの活動報告・説明がされた。以下、概要。

報告1…子ども虐待対策連絡会議の主旨説明

児童虐待対策特別委員会委員長

田中義人

日本の虐待の傾向は、以前の身体的虐待中心から、ネグレクトの割合が増加するなど欧米化しつつある。これは、一面では表面化しにくい

虐待も発見されてきているともいえる。

われわれ医師が日常診療において遭遇する、虐待の疑い、あるいは虐待に陥りそうな例にどう対処すべきか、また、救済のための次の段階へ進めるために、どういう相談先があり、またどのような連携が可能なのかということを確認したい。

一個人、一職種、一団体、一機関での対応が



難しくても、それぞれの役割を認識し協力しあうことで、一人ひとりではなくみんなで担えるシステム作りができるのではなからうか。そのようなNWを目指したい。

また、今回のような会合を企画することで、概念図だけの形式的な連携ではなく、顔が見える連携としたい。

報告2…広島地域保健所における子ども虐待防止対策

広島県広島地域保健所保健課長

長門 時 男

地域保健法の基本指針の改正により、これまでの「子どもの発達」の視点に「子ども虐待」の視点が加わり、今までよりさらに具体的な対策を講じている。

広島地域保健所では、ハイリスク児家庭訪問事業・保護者グループカウンセリング事業・虐待児地域フォローアップ事業などを展開し、保健師を中心に虐待予防・対策に取り組んでいる。

保健所のセールスポイントとして、①保健師による家庭訪問が可能である、②地域の福祉・医療・市町村との連携が可能である、③地域に密着した在宅支援が可能である、などがあげられる。関係機関とのコーディネートがしやすい環境にあるので、日常診療において虐待を疑わせる事例を発見した場合、医師の方々には躊躇

せず保健所・保健師に繋げる橋渡しをしていたきたい。

報告3…子ども虐待における民間団体としての役割

子ども虐待ホットライン広島事務局長

中 田 憲 悟

虐待というと、とかく子どもたちの身体・生命の安全ばかりに目がいきがちであるが、後の人格形成に大きな影響があることを見過ごしてはならない。

「子ども虐待ホットライン広島」は、平成11年に広島市児童相談所の求めに応じた形で、弁護士を中心に「こどもの虐待防止NW広島」として発足した。

児童相談所の専門性を補い、電話相談を中心に、研究会の開催、講師の派遣などで普及啓発に努めている。

最近では、民間団体の地道な活動が、虐待対応の推進に大きな影響力を持つことが認められ、その必要性が明文化されている(児童虐待防止法第4条第1項)。

民間団体から期待を込めてお願いしたいことは、①民間の活動を含め虐待に関心を持つていただきたい、②早期発見・通告義務があることを認識していただきたい、③専門性を持って児童相談所などの求めに応じて協力して欲しい、ということである。

特に③において、親子分離による保護の必要性が生じた場合、医師の診断書及び意見書などが大きな力となることを理解していただきたい。

報告4…子ども虐待における小児科医の役割

広島大学教育学研究科教授

小林 正 夫

虐待の予防・発見・対応において重要な役割を果たす小児科医がなすべきこと、それは、①他の診療科の医師、看護師などのコメディカルスタッフの観察力の育成、②院内・院外においてのコーディネート役、③虐待・一時保護における保護者との対立場面での仲介役、④ハイリスク(児・家庭)の早期発見・介入、⑤被虐待児や加害者である保護者への心のケア、などがあげられる。

外傷的な虐待は、実際は外科・整形外科などが対応するであろうが、見つけにくいネグレクトなどの発見には、直に子どもと接する小児科が大きな役割を果たす。

また、院内において、外科的な治療を受けた被虐待児が、そのまま何事もなかったかのようには返されないような配慮が必要である。

いずれにせよ、小児科は常に虐待のことを念頭に置き、日々の診療に当たるよう心がけなくてはならない。

質疑応答

報告終了後、フロアから、身体的虐待については救急関係や外科系の診療科が当たり、実際小児科が関われる虐待は極めて少ない。また、虐待なのか育児過誤なのか判断したい、いわゆるグレーゾーンへの対応はどうしたらよいか、またどこに相談したらよいか、保護者にはどのように接すればよいか、などの質問が来た。

《コメンテーター》

広島市立広島市民病院長 岡崎 富男
広島県中央児童相談所こども支援課長

部 谷 耕 治

岡崎…

実際、生命の危険を伴うものはそれほど多くない。しかし、逆に考えれば、それらの子どもたちを確実に救うことが大切である。また、外傷の場合、外科系の診療科にいつて、小児科医の手元から離れるが、通報・通告へのマネージメントをするのは小児科医の役割であるとの認識を持って、積極的に関わっていく必要がある。一人の主治医の個人責任で行うのが難しい場合は、病院全体の責任において対応し、児相が機能しやすいよう、協力体制を院内で構築して欲しい。方法など分からないことは気軽にホットラインなどに相談するのもひとつの手段である。そういう意味で民間団体を大いに利用すべきである。

部谷…

深刻なケースで、子どもの安全確保のために親子分離が必要にもかかわらず、保護者の同意が得られない場合、病院の診断書は家庭裁判所で大きな効力を発揮する。そういう場合は是非ご協力いただきたい。さらに、日常診療の中でも、グレーゾーンの保護者に対して、「一度、児童相談所や保健所に相談してみたら？」などと助言をしていただきたい。匿名で相談したい場合にも対応できる相談窓口もあるのでぜひご協力願いたい。

最後に、新田康郎広島県医師会常任理事より、「本日の連絡会議で、関連機関・団体の方々の活動が少しはご理解いただけたと思う。これからも研修会の企画や情報提供などにより、関連機関や医療機関へご協力をお願いしていきたいと思っております。各協力病院は、今日の協議を持ち帰っていただき、院内での啓発・調整をしていただき、本NWが児童虐待の予防・対応において効力を発揮できるようにご協力をお願いしたい。」と挨拶された。

虐待の通告は法律上では、福祉事務所、児童相談所となっているが、相談できるところはたくさんあり、そこから解決できる場合も多々あるかと思われる。是非、早期発見・通告義務を自覚していただいて、顔の見えるNW作りにご協力いただきたい。

以下、参考までに通告先一覧及び「子ども虐待ホットライン」の連絡先を記す。

「児童不安や虐待で悩んでいませんか」

相談日時：毎週火・土曜日
午前10時～午後3時

082-246-6426

〒730-0854 広島県広島市東区中田 1-1-1
中田 重徳法律事務所
TEL: 082-246-6426



子ども虐待ホットライン広島

相談料：初回無料、2回目以降 500円(税別)
 相談料：初回無料、2回目以降 10,000円(税別)

上記ホットラインは民間の相談窓口として、弁護士・臨床心理士などの専門家が設立したもので、児童相談所への通告に躊躇されている場合や、具体的なケースに関して、児童相談所の対応に疑問をもたれた場合の相談も受け付けています。

「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく通告先一覧

居住(所在)区分	福祉事務所		児童相談所
	市(福祉事務所)	県(地域事務所)	
大竹市	大竹市福祉事務所 0827(59)2148	広島地域事務所 厚生環境局 0829(32)1181	中央児童相談所 082(254)0381
廿日市市(佐伯町、吉和村を含む)	廿日市市福祉事務所 0829(20)0001		
(安芸郡)府中町、海田町、熊野町、坂町 (佐伯郡)大野町、湯来町、宮島町			
呉市(下蒲刈町)	呉市福祉事務所 0823(25)3482	呉地域事務所 厚生環境局 0823(22)5400	中央児童相談所 呉分室 0823(22)5400
(豊田郡)安浦町、川尻町、豊浜町、豊町			
(安芸郡)江田島町、音戸町、倉橋町、蒲刈町 (佐伯郡)能美町、沖美町、大柿町			
山県郡、高田郡		芸北地域事務所 厚生環境局 082(814)3181	
竹原市	竹原市福祉事務所 0846(22)3544	東広島地域事務所 厚生環境局 0824(22)6911	
東広島市	東広島市福祉事務所 0824(20)0934		
賀茂郡			
(豊田郡)安芸津町、大崎上島町(大崎町、東野町、木江町)			
三原市	三原市福祉事務所 0848(67)6042	尾三地域事務所 厚生環境局 0848(64)2322	福山児童相談所 084(951)2340
尾道市	尾道市福祉事務所 0848(25)7113		
因島市	因島市福祉事務所 08452(6)6210		
(豊田郡)本郷町、瀬戸田町、御調郡、世羅郡			
福山市	福山市福祉事務所 084(928)1061	福山地域事務所 厚生環境局 0849(21)1311	
府中市	府中市福祉事務所 0847(43)7149		
沼隈郡、深安郡、芦品郡、神石郡			
三次市	三次市のびのび子ども課 0824(62)6147	備北地域事務所 厚生環境局 0824(63)5181	三次児童相談所 0824(63)5181
庄原市	庄原市子育て支援センター 08247(3)0051		
甲奴郡、双三郡、比婆郡			
広島市	中福祉事務所	082(504)2569	広島市児童相談所 082(263)0694
	東福祉事務所	082(264)5111	
	南福祉事務所	082(250)4131	
	西福祉事務所	082(294)6342	
	安佐南福祉事務所	082(877)2111	
	安佐北福祉事務所	082(819)0605	
	安芸福祉事務所	082(821)2813	
	佐伯福祉事務所	082(922)0111	

協力基幹病院へお願い!

子どもの虐待等の相談・診療に関する協力基幹病院ネットワークについて

児童虐待対策特別委員会委員長 田 中 義 人

広島県地域保健対策協議会・児童虐待対策特別委員会では、近年増加の一途をたどる子ども虐待への適切な対応のために、各関連機関の横の連携の強化をはかる必要性を痛感し、医療機関を中心とした子ども虐待対応ネットワークの構築を考えました。

問題を抱えた家庭の存在に最初に気づく職種としては、保育士、幼稚園教諭、小学校・中学校教諭、養護教諭、保健師、地域の開業医(かかりつけ医)などがありますが、中には子どもの虐待の疑いを抱いても、自分が介入するには荷が重すぎる、自分が通報したことがわかると地域での人間関係に齟齬を生じる、どこに相談すればいいかわからない、などの理由で消極的な態度を取られる方もあります。

日常診療・乳幼児健診・学校健診などで子どもに接する機会の多い医師からの子ども虐待の通告は全体の約6%にすぎず、まだその役割を十分に果たしているとはいえない状況です。医師一人ひとりが子どもの虐待に一層の関心を持ち、正しい知識と観察により早期発見し、児童相談所に通告していただくことが大前提ですが、地域の開業医(かかりつけ医)ではなかなかその対応が難しい場合もあると考えられます。

以上のことから、各地域に子どもの虐待等の相談・診療に関する協力基幹病院(別掲)を設定しました。協力基幹病院は相談窓口・連絡電話番号を、子どもに関わる機関・職種に広く公表し、各関連機関からの相談に応じて、子どもの虐待等の問題を抱えた家庭に対応し支援する役割を担います。ネットワーク概念図にあるように、各関連機関とも密な連携を保ち、各関連機関の役割を認識し協力しあうことで、各機関ごとの個々の対応ではなく、みんなで担うシステムの構築を目指しています。協力基幹病院の先生方には、去る5月15日(木)に「第1回子ども虐待対策連絡会議」(速報1832号(5/25)掲載)におきまして、趣旨説明・協力確認をいたしております。この連絡会議は定期的開催される予定です。

子どもの虐待は、発生直後は子どもの安全確保のための緊急介入が優先されますが、再発予防のためには虐待者も含めた家庭全体への対応が重要になります。また、発生予防に関しては、問題を抱えた家庭の早期発見と予防的介入(支援)が求められます。協力基幹病院の相談窓口は小児科医ですが、すべての診療科の先生方のご協力が必須となります。

何卒以上の趣旨をご理解の上、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。また、実態調査などを実施いたします際には、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

《子ども虐待等の相談・診療に関する協力基幹病院》

協力基幹病院	担当者	役職	連絡電話番号
国家公務員共済組合連合会 広島記念病院	岸 高 正 住 田 和 幸	小児科医長 庶務課長	082-292-1271(代)
広島市立舟入病院	兵 藤 純 夫	小児科部長	082-232-6195(代)
広島市立広島市民病院	伊予田 邦 昭	小児科主任部長	082-221-2291(代)
広島赤十字・原爆病院	西 美 和	小児科部長	082-241-3111(代)
医療法人 あかね会 土谷総合病院	大 崎 秀	小児科医長	082-243-9191(代)
広島通信病院	川 野 妙 子	小児科医長	082-224-5308
広島鉄道病院	松 浦 良 二	小児科部長	082-262-1170(代)
総合病院福島生協病院	徐 清 一	小児科部長	082-292-3171(代)
県立広島病院	福 原 里 恵	新生児科医長	082-254-1818(代)
マツダ㈱マツダ病院	柏 弘	小児科部長	082-565-5026
広島県済生会 済生会広島病院	藤 岡 幸 一	医事課長	082-884-2566(代)
広島医療生活協同組合 広島共立病院	東 浩 一	小児科医長	082-879-1111(代)
広島市立安佐市民病院	和 合 正 邦	小児科主任部長	082-815-5211(代)
国立病院呉医療センター	田 中 丈 夫	小児科医長	0823-22-3111(代)
労働福祉事業団 中国労災病院	清 水 浩 志	小児科部長	0823-72-7171(代)
国家公務員等共済組合連合会 呉共済病院	溝 口 信 行	小児科医長	0823-22-2111(代)
国立福山病院	池 田 政 憲	小児科医長	084-922-0001(代)
総合病院 三原赤十字病院	平 本 啓	小児科部長	0848-64-8111(代)
尾道市立市民病院	佐 藤 正 義	小児科医長	0848-47-1155(代)
厚生連尾道総合病院	佐々木 伸 孝	小児科主任部長	0848-22-8111(代)
日立造船健保組合 因島総合病院	松 原 恒 則	小児科医長	08452-2-2552(代)
国立大竹病院	岡 島 宏 易	小児科医長	0827-57-7151(代)
厚生連広島総合病院	中 島 千 恵 子	小児科主任部長	0829-36-3111(代)
庄原赤十字病院	大 谷 英 之	小児科医師	08247-2-3111(代)
世羅中央病院	池 田 亜 希	小児科医員	0847-22-1127(代)
厚生連吉田総合病院	西 丸 弘 明	総務課長	0826-42-0636(代)
県立安芸津病院	江 口 恭 慈	小児科部長	0846-45-0055(代)
国立療養所広島病院	下 田 浩 子	小児科医長	0824-23-2176(代)
厚生連府中総合病院	西 尾 陽 介	小児科主任部長	0847-45-3300(代)
公立三次中央病院	大 西 博 之	小児科医長	0824-65-0101(代)
公立みつぎ総合病院	横 山 泰 三	小児科医長	08487-6-1111(代)